

## 8. 調査等の手法

### 8.1 調査等の概要

事業の内容から、環境影響評価の項目として選定した大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの11項目について、調査等の概要を表8.1-1(1)～(4)に示す。

表8.1-1(1) 調査等の概要(1)

項目	調査事項	調査内容	予 測		予測手法に伴う 評価方法
			予測事項	予測手法	
大 気 汚 染	①大気質の状況 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 ②気象の状況 風向、風速、大 気安定度(日射 量、雲量) ③地形及び地物の 状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥自動車交通量等 の状況 ⑦法令による基準 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料調査 大気質に係る最                新の資料を収集                し、整理を行                う。</li> <li>現地調査 「二酸化窒素に係                る環境基準につ                いて」、「大気                の汚染に係る環                境基準について」                等に定める測定                方法とする。</li> </ul>	<u>工事の施行中</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働                に伴い発生する                下記予測物質の                大気中の濃度</li> <li>工事中車両の走                行に伴い発生す                る下記予測物質                の大気中の濃度</li> </ul>	大気拡散式により 長期(年間)平均濃 度を算定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>有風時                :ブルームモデル</li> <li>無風時                :パフモデル</li> </ul>	「二酸化窒素に係る 環境基準について」 及び「大気の汚染に 係る環境基準につ いて」等を評価の指 標とし、環境保全 の措置等を勘案し て評価する。
			<u>工事の完了後</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>関連車両の走行                に伴い発生する                下記予測物質の                大気中の濃度</li> <li>駐車場の供用に                伴い発生する下                記予測物質の大                気中の濃度</li> </ul>	※予測条件のう ち、風向・風速 等については、 既存の年間デー タを利用する。	
			<u>[予測物質]</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化窒素</li> <li>浮遊粒子状物質                (自動車及び建設                機械から直接排                出される一次生                成物質とする。)</li> </ul>		

表8.1-1(2) 調査等の概要(2)

項目	調査事項	調査内容	予 測		予測手法に伴う 評価方法	
			予測事項	予測手法		
騒音・振動	①騒音・振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④自動車交通量等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	・既存資料調査 騒音・振動に係る最新の資料を収集し、整理を行う。  ・現地調査 騒音は、「騒音に係る環境基準について」に定める測定方法とする。 振動は、「振動規制法施行規則」及び「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」に定める測定方法とする。	<u>工事の施行中</u> ・建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動レベル ・工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動レベル	騒音	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音については、伝搬理論式により騒音レベル(L <sub>eq</sub> )を予測する。	「環境確保条例」に定める「指定建設作業に適用する騒音の勧告基準」等を評価の指標とし、環境保全の措置等を勘案して評価する。
			<u>工事の完了後</u> ・関連車両の走行に伴う道路交通騒音・振動レベル		工事用車両の走行及び関連車両の走行に伴う道路交通騒音については、日本音響学会の予測モデル ASJ RTN-Model 2003により等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )を予測する。	「騒音に係る環境基準について」等を評価の指標とし、環境保全の措置等を勘案して評価する。
				振動	建設機械の稼働に伴う建設作業振動については、伝搬理論式により振動レベル(L <sub>10</sub> )を予測する。	「環境確保条例」に定める「指定建設作業に適用する振動の勧告基準」等を評価の指標とし、環境保全の措置等を勘案して評価する。
					工事用車両の走行及び関連車両の走行に伴う道路交通振動については、「道路環境影響評価の技術手法」に示される計算式により、振動レベル(L <sub>10</sub> )を予測する。	「環境確保条例」に定める「日常生活等に適用する規制基準」等を評価の指標とし、環境保全の措置等を勘案して評価する。

表8.1-1(3) 調査等の概要(3)

項目	調査事項	調査内容	予 測		予測手法に伴う 評価方法
			予測事項	予測手法	
地盤	①地盤の状況 ②地下水の状況 ③地盤沈下の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令による基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料調査 地盤に係る最新の資料を収集し整理を行う。</li> <li>現地調査 計画地内でボーリング調査を行うとともに、ボーリング孔を用いて地下水位の観測を行う。</li> </ul>	<u>工事の施行中</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>掘削工事に伴う地下水位の変化の程度</li> <li>地下水位の変化及び山留壁の変位による地盤の変形の程度</li> </ul>	三次元地下水流動解析により地下水位の低下の程度を予測し、その結果を踏まえて地盤の変形の程度を予測する。	「計画地周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」等を評価の指標とし、環境保全の措置等を勘案して評価する。
水循環	①水域の状況 ②気象の状況 ③地形・地質及び土質等の状況 ④水利用の状況 ⑤植生の状況 ⑥土地利用の状況 ⑦法令による基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料調査 水循環に係る最新の資料を収集し整理を行う。</li> </ul>	<u>工事の完了後</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の改変に伴う地表面流出水量の変化の程度</li> </ul>	類似事例を参照する方法により予測する。	「東京都雨水浸透指針」、「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱」において設定している雨水利用に関する目標等を評価の指標とし、環境保全の措置等を勘案して評価する。
日影	①日影の状況 ②日影の影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥法令による基準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料調査 日影に係る最新の資料を収集し整理を行う。</li> <li>現地調査 計画地周辺で天空写真を撮影する。</li> </ul>	<u>工事の完了後</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</li> <li>特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度</li> </ul>	計画建築物による冬至日の8～16時(真太陽時)の時刻別日影図及び等時間日影図を計算・作図する手法とする。	「東京都日影による中高層建築物の高さ制限に関する条例」等を評価の指標とし、環境保全の措置等を勘案して評価する。
電波障害	①テレビ電波の受信状況 ②テレビ電波の送信状況 ③高層建築物及び住宅等の分布状況 ④地形の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料調査 電波障害に係る最新の資料を収集し、整理を行う。</li> <li>現地調査 「建造物によるテレビ受信障害の調査と対策」に定める方法によりテレビ電波の受信状況を調査する。</li> </ul>	<u>工事の施行中</u> 及び <u>工事の完了後</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ電波の遮へい障害及び反射障害</li> </ul>	電波障害予測式により、遮へい障害の範囲と反射障害の範囲を予測する。	「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」等を評価の指標とし、環境保全の措置等を勘案して評価する。

表8.1-1(4) 調査等の概要(4)

項目	調査事項	調査内容	予 測		予測手法に伴う 評価方法
			予測事項	予測手法	
風環境	①地域の風の状況 ②風の影響に特に配慮すべき施設の状況 ③風害について考慮すべき建築物の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況	・既存資料調査 風環境に係る最新の資料を収集し整理を行う。 ・現地調査 「地上気象観測指針」に定める方法に準拠し風向・風速を測定する。	工事の完了後 ・平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度 ・年間における強風の出現頻度	風洞実験を用いた手法により予測する。	「風環境評価基準」(風工学研究所提案)等を評価の指標とし、環境保全の措置等を勘案して評価する。
景観	①地域景観の特性 ②代表的な眺望地点及び眺望の状況 ③圧迫感の状況 ④土地利用の状況 ⑤景観の保全に関する方針等 ⑥法令による基準等	・既存資料調査 景観に係る最新資料を収集し、整理を行う。 ・現地調査 代表的な眺望地点における景観の状況を写真撮影により把握する。	工事の完了後 ・主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 ・代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ・圧迫感の変化の程度	計画建築物による地域景観の特性の変化等を完成予想図(フォトモンタージュ)の作成等により予測する。	「景観づくり基本方針」等を評価の指標とし、環境保全の措置等を勘案して評価する。
自然との触れ合い活動の場	①主要な自然との触れ合い活動の場の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④自然との触れ合い活動の場に係る計画等 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 自然との触れ合い活動の場に係る最新資料を収集し、整理を行う。 ・現地調査 代表的な地点における機能、利用状況を現地踏査及び写真撮影により把握する。	工事の完了後 ・自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度	自然との触れ合い活動の場の利用状況及び利用経路と本事業の計画を重ね合わせる方法により予測する。	東京都及び墨田区が定めた計画、要綱等の中で設定している自然との触れ合い活動の場に関する目標、方針等を評価の指標とし、環境保全の措置等を勘案して評価する。
廃棄物	①撤去構造物等の状況 ②建設発生土の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物の処理の状況 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 廃棄物に係る最新資料を収集し、整理を行う。	工事の施行中 ・建設発生土及び建設廃棄物の排出量  工事の完了後 ・事業活動に伴う一般廃棄物の排出量	建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の量、供用に伴って発生する廃棄物の種類及び量、処理・処分方法を検討し予測する。	「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「東京都建設リサイクル推進計画」等を評価の指標とし、環境保全の措置等を勘案して評価する。
温室効果ガス	①原単位の把握 ②対策の実施状況 ③地域内エネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器の状況 ⑤法令による基準等	・既存資料調査 温室効果ガスに係る最新資料を収集し、整理を行う。	工事の完了後 ・事業活動に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減の程度	原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法により、個々の熱源方式の選択に伴う温室効果ガスの削減効果を予測する。	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める基本方針、「東京都建築物環境配慮指針」等を評価の指標とし、環境保全の措置等を勘案して評価する。

## 8.2 項目別の調査等の手法

### 8.2.1 大気汚染

#### (1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は表8.2-1に示すとおりである。

表8.2-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①大気質の状況 ②気象の状況 ③地形及び地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥自動車交通量等の状況 ⑦法令による基準等	工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、並びに工事の完了後における関連車両の走行及び駐車場の供用に伴い発生する排出ガスによる大気質への影響が考えられることから、計画地及びその周辺について左記の事項に係る調査が必要である。

#### (2) 調査手法

調査方法は表8.2-2(既存資料調査)及び表8.2-3(現地調査)に、現地調査地点は図8.2-1に示すとおりである。

表8.2-2 調査手法(既存資料調査)

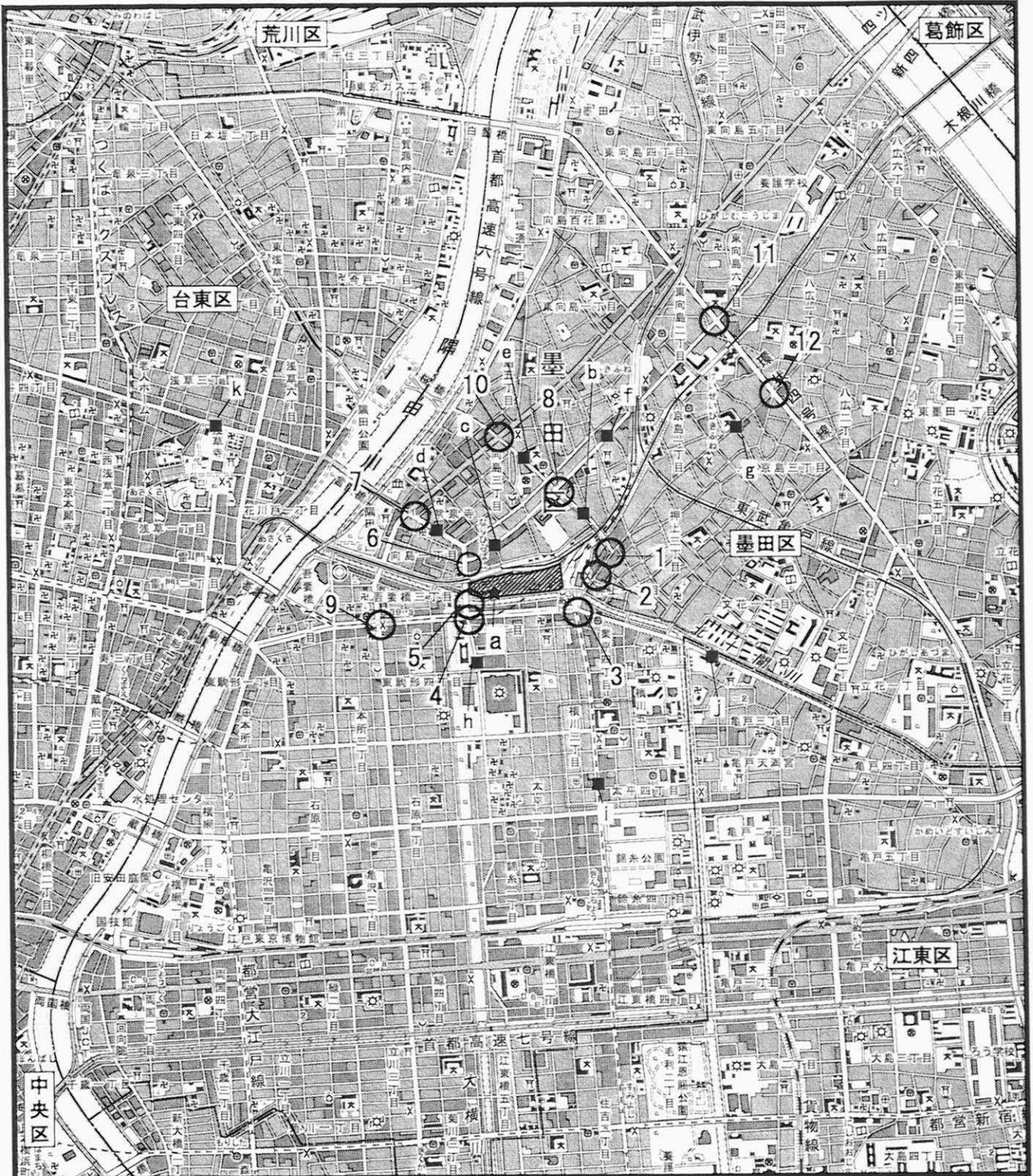
調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①大気質の状況 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	計画地及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大気汚染常時監視測定局測定結果報告」(東京都)</li> <li>「すみだの環境」(墨田区地域振興部)</li> <li>「江東区の環境」(江東区環境清掃部)</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②気象の状況 ・風向・風速 ・大気安定度 (日射量、雲量)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「気象月報」(気象庁)</li> <li>「地上気象観測日原簿」(気象庁)</li> <li>「大気汚染常時監視測定局測定結果報告」(東京都)</li> </ul>	
③地形及び地物の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「地形図」(国土地理院)</li> <li>「地形分類図」(東京都)</li> <li>「傾斜区分図」(東京都)</li> </ul>	
④土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>「墨田区都市計画図」(墨田区)</li> <li>「台東区都市計画図」(台東区)</li> <li>「江東区都市計画図」(江東区)</li> </ul>	
⑤発生源の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>「東京都環境白書」(東京都)</li> <li>「東京都内自動車走行量及び排出ガス量将来予測調査報告書」(東京都)</li> </ul>	
⑥自動車交通量等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「道路交通センサス」(国土交通省)</li> </ul>	
⑦法令による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境基本法」</li> <li>「大気汚染防止法」</li> <li>「環境確保条例」(東京都)</li> <li>「東京都自動車公害防止計画」(東京都)</li> </ul>	

表8.2-3 調査手法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査(測定)手法
①大気質の状況 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	計画地及びその周辺の土地利用状況を踏まえ、計画地周辺の代表的な大気環境を把握できる地点として計画地及び周辺に11地点とする。(図8.2-1参照) ・一般環境大気 ：1地点(公定法 <sup>注1)</sup> ) ・窒素酸化物簡易測定 ：10地点(PTIO法 <sup>注2)</sup> )	年間を通じて大気質を適切に把握できる時期とし、7日間(168時間)連続調査を実施する。	「大気の汚染に係る環境基準について」及び「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める測定方法(公定法)、並びにPTIO法(簡易法)
②気象の状況 ・風向 ・風速	計画地及びその周辺の土地利用状況を踏まえ、計画地周辺の代表的な風環境を把握できる地点として計画地内に1地点とする。(図8.2-1参照) ・風向・風速：1地点 (一般環境大気と同地点)	大気質の調査とあわせて、7日間(168時間)連続調査を実施する。	「地上気象観測指針」(気象庁)に定める方法に準拠
⑥自動車交通量等の状況 ・時間帯別、車種別、方向別交通量	計画地及びその周辺の土地利用状況を踏まえ、計画地周辺の代表的な交差点交通量の状況を把握できる地点として12交差点とする。(図8.2-1参照)	調査地点の交通量を代表する期間の平日及び休日とし、調査時間は24時間連続とする。	カウンターを用いる方法

注1) 二酸化窒素：吸光光度法(JIS B 7953)、浮遊粒子状物質：ベータ線吸収法(JIS B 7954)

注2) 有機酸化剤PTIOを一酸化窒素酸化剤として用いて一酸化窒素と二酸化窒素を同時測定する、窒素酸化物簡易測定法。



凡 例



計画地



区 界



★ 大気質・地上気象観測地点(1地点、a)



■ 大気質(簡易法)調査地点(10地点、b~k)



○ 自動車交差点交通量調査地点(12地点、1~12)



Scale 1:25,000

0 250 500 1,000m

図8.2-1

現地調査地点位置図  
(大気質・地上気象)

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表8.2-4に示すとおりである。

表8.2-4 予測及び評価の手法

予測事項	予測対象時点	予測地域 予測地点	予測手法	評価方法	
工事の 施行中	建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中の濃度	建設機械の稼働台数が最大となる時点とする。	予想される最大着地濃度が出現する範囲とする。	大気拡散式による長期(年間)平均濃度の算出 有風時 :ブルームモデル 無風時 :パフモデル	調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す評価の指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める基準 ・「大気の汚染に係る環境基準について」に定める基準  等
	工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中の濃度	工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。	工事用車両の主な走行ルート上の地点(計画地周辺の道路状況、土地利用の状況等を考慮して設定)とする。	※予測条件のうち、風向・風速等については既存の年間データを利用する。	
工事の 完了後	関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中の濃度	施設の供用が通常状態に達した時点とする。	関連車両の主な走行ルート上の地点(計画地周辺の道路状況、土地利用の状況等を考慮して設定)とする。		
	駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中の濃度	施設の供用が通常状態に達した時点とする。	予想される最大着地濃度が出現する範囲とする。		

注)浮遊粒子状物質については、建設機械及び自動車の排気管より排出される粒子状物質(一次生成物質)のみを予測の対象とする。



## 8.2.2 騒音・振動

### (1) 調査事項

調査事項は表8.2-5に示すとおりである。

表8.2-5 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①騒音・振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④自動車交通量等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音及び振動、並びに工事の完了後における関連車両の走行に伴う騒音及び振動が、計画地周辺の環境に影響をおよぼすことが考えられることから、計画地及びその周辺について左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査手法

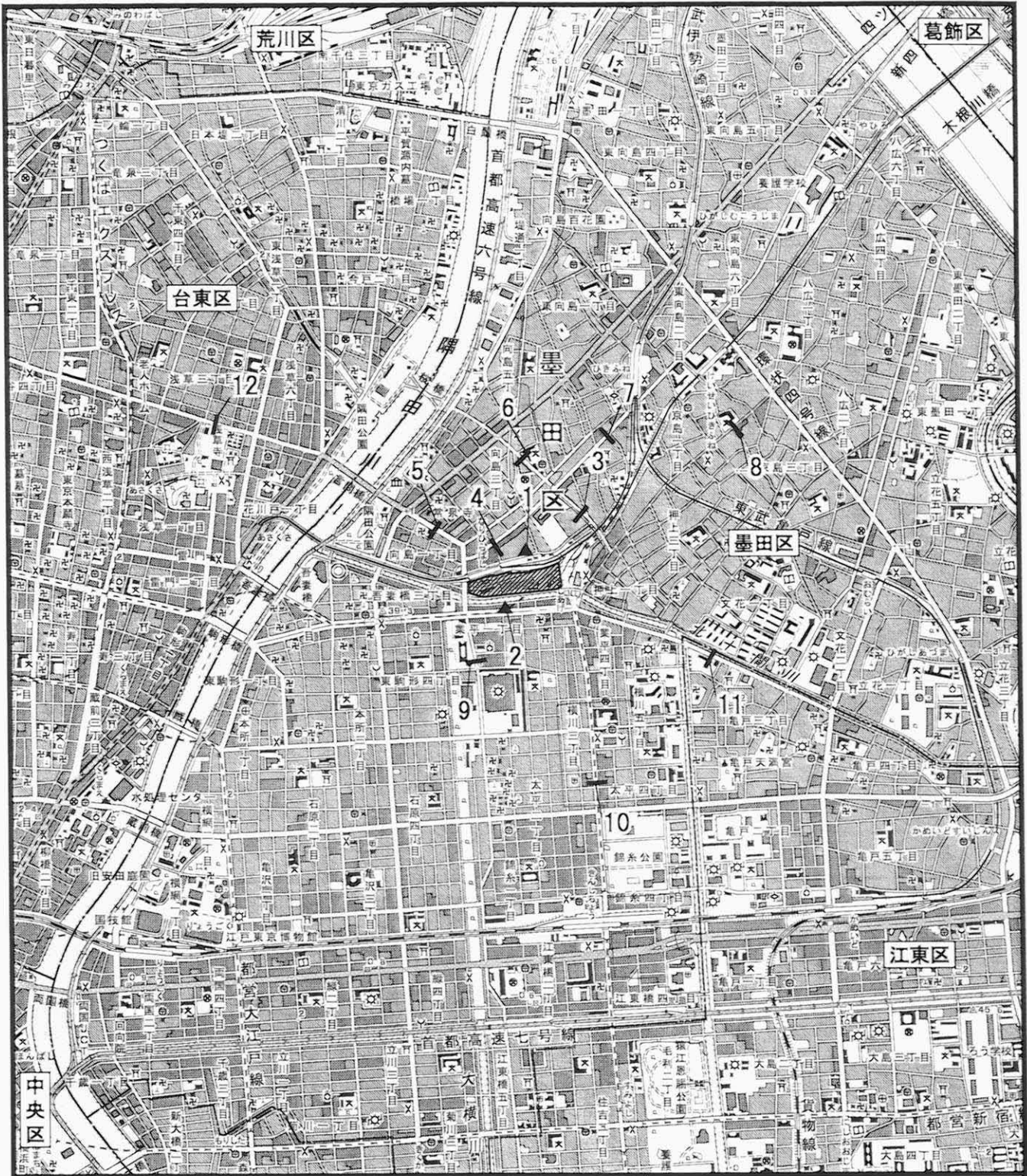
調査方法は表8.2-6(既存資料調査)及び表8.2-7(現地調査)に、現地調査地点は図8.2-2に示すとおりである。

表8.2-6 調査手法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①騒音・振動の状況	計画地及びその周辺	・「道路交通騒音振動調査報告書」(東京都) ・「すみだの環境」(墨田区地域振興部) ・「江東区の環境」(江東区環境清掃部)	最新の資料を参考とする。
②土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」(東京都)	
③発生源の状況		・「騒音・振動統計」(東京都)	
④自動車交通量等の状況		・「道路交通センサス」(国土交通省)	
⑤地盤及び地形の状況		・「地形図」(国土地理院) ・「地形分類図」(東京都) ・「傾斜区分図」(東京都)	
⑥法令による基準等		・「環境基本法」 ・「騒音規制法」 ・「振動規制法」 ・「環境確保条例」(東京都) ・「東京都自動車公害防止計画」(東京都)	

表8.2-7 調査手法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査(測定)手法
<p>①騒音・振動の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般環境騒音及び振動</li> <li>・道路交通騒音及び振動</li> </ul>	<p>計画地及びその周辺の土地利用状況を踏まえ、計画地周辺の代表的な騒音及び振動の状況を把握できる地点として計画地周辺に2地点及び工事中及び工事完了後の関連車両の主な走行経路となる計画地周辺の主要道路沿道の10地点とする。 (図8.2-2参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般環境騒音及び振動 : 2地点</li> <li>・道路交通騒音及び振動 : 10地点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般環境騒音及び振動 : 調査地点の騒音及び振動の状況を代表する期間の平日及び休日とし、調査時間は24時間連続とする。</li> <li>・道路交通騒音及び振動 : 道路交通騒音及び振動の状況を代表する期間の平日及び休日とし、調査時間は24時間連続とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音 : 「騒音に係る環境基準について」に定める測定方法</li> <li>・振動 : 「振動規制法施行規則」及び「JIS Z 8735 振動レベル測定法」に定める測定方法</li> </ul>
<p>④自動車交通量等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断面交通量</li> <li>・車速</li> </ul>	<p>計画地及びその周辺の土地利用状況を踏まえ、工事中及び工事完了後の関連車両の主な走行経路となる計画地周辺の主要道路沿道の10地点とする。 (図8.2-2参照)</p>	<p>道路交通騒音及び振動調査とあわせて、24時間連続とする。</p>	<p>カウンター、ストップウォッチを用いる方法</p>
<p>⑤地盤及び地形の状況</p>	<p>道路交通騒音及び振動の調査地点と同一とする。</p>	<p>道路交通騒音及び振動調査と同時期に実施する。</p>	<p>「道路環境影響評価の技術手法」((財)道路環境研究所 平成12年11月)に示された方法</p>



凡例



計画地



区界



環境騒音・振動調査地点(2地点、1~2)



道路交通騒音・振動調査地点(10地点、3~12)



Scale 1:25,000

0 250 500 1,000m



図8.2-2

現地調査地点位置図  
(騒音・振動)

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は表8.2-8に示すとおりである。

表8.2-8 予測及び評価の手法

予測事項	予測対象時点	予測地域 予測地点	予測手法	評価方法	
工事の 施行中	建設機械の稼働に伴う騒音、振動	建設機械の稼働台数が最大となる時点とする。	予測地域は計画地周辺（騒音は計画地敷地境界から200m程度、振動は100m程度の範囲）とし、予測地点は敷地境界とする。	騒音 ：伝搬理論式により騒音レベル「90%レンジの上端値(L <sub>5</sub> )」を算定する。 振動 ：伝搬理論式により振動レベル「80%レンジの上端値(L <sub>10</sub> )」を算定する。	調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す評価の指標を勘案して評価する。 <評価の指標> 騒音： 「環境確保条例」に定める「指定建設作業に適用する騒音の勧告基準」に定める基準 振動： 「環境確保条例」に定める「指定建設作業に適用する振動の勧告基準」に定める基準
	工事用車両の走行に伴う騒音、振動	工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。	工事用車両の主な走行ルート上の地点（計画地周辺の道路状況、土地利用の状況等を考慮して設定）とする。	騒音 ：日本音響学会式（ASJ RTN-Model 2003）により等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )を算定する。 振動 ：「道路環境影響評価の技術手法」に示される計算式により、振動レベル「80%レンジの上端値(L <sub>10</sub> )」を算定する。	調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す評価の指標を勘案して評価する。 <評価の指標> 騒音： 「騒音に係る環境基準について」に定める基準 振動： 「環境確保条例」に定める「日常生活等に適用する規制基準」に定める基準
工事の完了後	関連車両の走行に伴う騒音、振動	施設の供用が通常状態に達した時点とする。	関連車両の主な走行ルート上の地点（計画地周辺の道路状況、土地利用の状況等を考慮して設定）とする。	騒音 ：日本音響学会式（ASJ RTN-Model 2003）により等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )を算定する。 振動 ：「道路環境影響評価の技術手法」に示される計算式により、振動レベル「80%レンジの上端値(L <sub>10</sub> )」を算定する。	調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す評価の指標を勘案して評価する。 <評価の指標> 騒音： 「騒音に係る環境基準について」に定める基準 振動： 「環境確保条例」に定める「日常生活等に適用する規制基準」に定める基準

### 8.2.3 地盤

#### (1) 調査事項

調査事項は表8.2-9に示すとおりである。

表8.2-9 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①地盤の状況 ②地下水の状況 ③地盤沈下の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令による基準等	建物地下構造物の建設に伴う掘削工事により地下水位や地盤への影響が考えられることから、計画地及びその周辺について左記の事項に係る調査が必要である。

#### (2) 調査手法

調査方法は表8.2-10(既存資料調査)及び表8.2-11(現地調査)に、現地調査地点は図8.2-3に示すとおりである。

表8.2-10 調査手法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①地盤の状況	計画地及び周辺	・「東京都総合地盤図(I)」(東京都土木技術研究所) ・「東京都(区部)大深度地下の地盤」(東京都土木技術研究所)	最新の資料を参考とする。
②地下水の状況		・「東京都総合地盤図(I)」(東京都土木技術研究所) ・「東京都(区部)大深度地下の地盤」(東京都土木技術研究所) ・「東武伊勢崎線・都市高速鉄道第11号線直通化事業事後調査報告書」(東武鉄道株式会社)	
③地盤沈下の状況		・「地盤沈下調査報告書」(東京都土木技術センター)	
④土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」(東京都) ・「墨田区都市計画図」(墨田区) ・「台東区都市計画図」(台東区) ・「江東区都市計画図」(江東区)	
⑤法令による基準等		・「工業用水法」 ・「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」 ・「環境確保条例」(東京都)	

表8.2-11 調査手法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査(測定)手法
①地盤の状況	計画建築物の状況を踏まえ、計画地内に10地点とする。調査地点は、計画地内にはほぼ均一になるように設定する。 ・地質調査：10地点	地質の状況を適切に把握できる時期とする。	ボーリング調査及び室内土質試験による方法とする。
②地下水の状況	計画地及びその周辺の状況を踏まえ、計画地に近接した1地点とする。なお、計画地の周辺における既往調査2地点の観測結果についても参考とする。 (図8.2-3参照) ・地下水位観測 ：(現地調査)1地点 (既往調査)2地点 ※既往調査2地点については、「東武伊勢崎線・都市高速鉄道11号線直通化事業事後調査報告書」(東武鉄道株式会社)による。	年間を通じた地下水の状況を把握することとし、一年間の連続調査を実施する。	観測井を設置し、地下水位の測定が可能な深度で電気的な水位測定器(自記式地下水位計)を用いる方法とする。

(3) 予測及び評価の手法





予測及び評価の手法は、表8.2-12に示すとおりである。

表8.2-12 予測及び評価の手法

予測事項	予測対象時点	予測地域 予測地点	予測手法	評価方法
工 事 の 施 行 中	掘削工事に伴う地下水の揚水量が最大と考えられる最大掘削深度まで掘削した時点	計画地及び計画地周辺	三次元地下水流動解析により予測する方法	調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す評価の指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・計画地周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと  等
			地下水位の変化の程度及び山留壁の変位による地盤の変形の程度	



凡例

-  計画地
-  区界
-  地下水位測定地点(1地点、1)
-  既往地下水位観測地点(2地点、2~3)



Scale 1:10,000



図8.2-3  
現地調査地点位置図(地盤)

注) 既往地下水位観測は「東武伊勢崎線・都市高速鉄道11号線  
直通化事業 事後調査報告書」(東武鉄道株式会社)による

## 8.2.4 水循環

### (1) 調査事項

調査事項は表8.2-13に示すとおりである。

表8.2-13 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①水域の状況 ②気象の状況 ③地形・地質及び土質等の状況 ④水利用の状況 ⑤植生の状況 ⑥土地利用の状況 ⑦法令による基準等	計画建築物の存在により、地表面流出水量の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査手法

調査方法は表8.2-14(既存資料調査)に示すとおりである。

表8.2-14 調査手法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①水域の状況	計画地及びその周辺	・「地形図」(国土地理院)	最新の資料を参考とする。
②気象の状況		・「気象月報」(気象庁) ・「地上気象観測日原簿」(気象庁) ・「大気汚染常時監視測定局測定結果報告」(東京都)	
③地形・地質及び土質等の状況		・「地形図」(国土地理院) ・「土地分類基本調査」(東京都)	
④水利用の状況		・「すみだの環境」(墨田区地域振興部)	
⑤植生の状況		・「現存植生図」(東京都)	
⑥土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」(東京都) ・「墨田区都市計画図」(墨田区) ・「台東区都市計画図」(台東区) ・「江東区都市計画図」(江東区)	
⑦法令による基準等		・「工業用水法」 ・「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」 ・「環境確保条例」(東京都)	



(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は表8.2-15に示すとおりである。

表8.2-15 予測及び評価の手法

予測事項	予測対象時点	予測地域 予測地点	予測手法	評価方法
<p>土地の改変に伴う地表面流出水量の変化の程度</p> <p>工 事 の 完 了 後</p>	対象事業の工事が完了した時点	計画地内	類似事例の参照による方法	<p>調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す評価の指標を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都雨水浸透指針」(東京都環境局)又は「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱」(墨田区都市計画部)において設定している雨水利用に関する目標</li> </ul> <p>等</p>

## 8.2.5 日影

### (1) 調査事項

調査事項は表8.2-16に示すとおりである。

表8.2-16 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①日影の状況 ②日影の影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥法令による基準等	計画建築物の存在により、計画地周辺に日影が発生することが考えられることから、計画地及びその周辺について左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査手法

調査方法は表8.2-17(既存資料調査)及び表8.2-18(現地調査)に、現地調査地点は図8.2-4に示すとおりである。

表8.2-17 調査手法(既存資料調査)





調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①日影の状況	計画建築物からの日影が予想される範囲	・「地形図」(国土地理院) ・「住宅地図」(ゼンリン)	最新の資料を参考とする。
②日影の影響に特に配慮すべき施設等の状況		・「東京都土地利用現況図」(東京都) ・「住宅地図」(ゼンリン)	
③既存建築物の状況		・「建築統計年報」(東京都) ・「住宅地図」(ゼンリン)	
④地形の状況		・「地形図」(国土地理院) ・「土地分類基本調査」(東京都)	
⑤土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」(東京都) ・「墨田区都市計画図」(墨田区) ・「台東区都市計画図」(台東区) ・「江東区都市計画図」(江東区)	
⑥法令による基準等		・「都市計画法」 ・「建築基準法」 ・「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(東京都)	

表8.2-18 調査手法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査(測定)手法
①日影の状況	計画地周辺の土地利用状況を踏まえ、特に配慮すべき施設等として3地点とする。 (図8.2-4参照) 主要な地点における日影の状況：3地点	日影の状況を適切に把握できる時期とする。	天空写真を撮影する方法による。



凡例

-  計画地
-  区界
-  天空写真撮影地点(日影及び景観、1~3)
-  天空写真撮影地点(景観、4~5)



Scale 1:10,000



図8.2-4  
現地調査地点位置図  
(日影、景観)

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表8.2-19に示すとおりである。

表8.2-19 予測及び評価の手法

予測事項	予測対象時点	予測地域 予測地点	予測手法	評価方法
工 事 の 完 了 後	冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	計画建築物からの日影が予想される範囲とする。	計画建築物による冬至日の8～16時(真太陽時)の時刻別日影図及び等時間日影図をコンピューターにより計算・作図する方法	調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す評価の指標を勘案して評価する。  <評価の指標> 「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準等
	特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度		計画建築物の建設工事完了後	

## 8.2.6 電波障害

### (1) 調査事項

調査事項は表8.2-20に示すとおりである。

表8.2-20 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①テレビ電波の受信状況 ②テレビ電波の送信状況 ③高層建築物及び住宅等の分布状況 ④地形の状況	計画建築物の存在により、計画地周辺に工事の施行中及び完了後においてテレビ電波の受信障害が生じるおそれがあることから、計画地及びその周辺について左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査手法

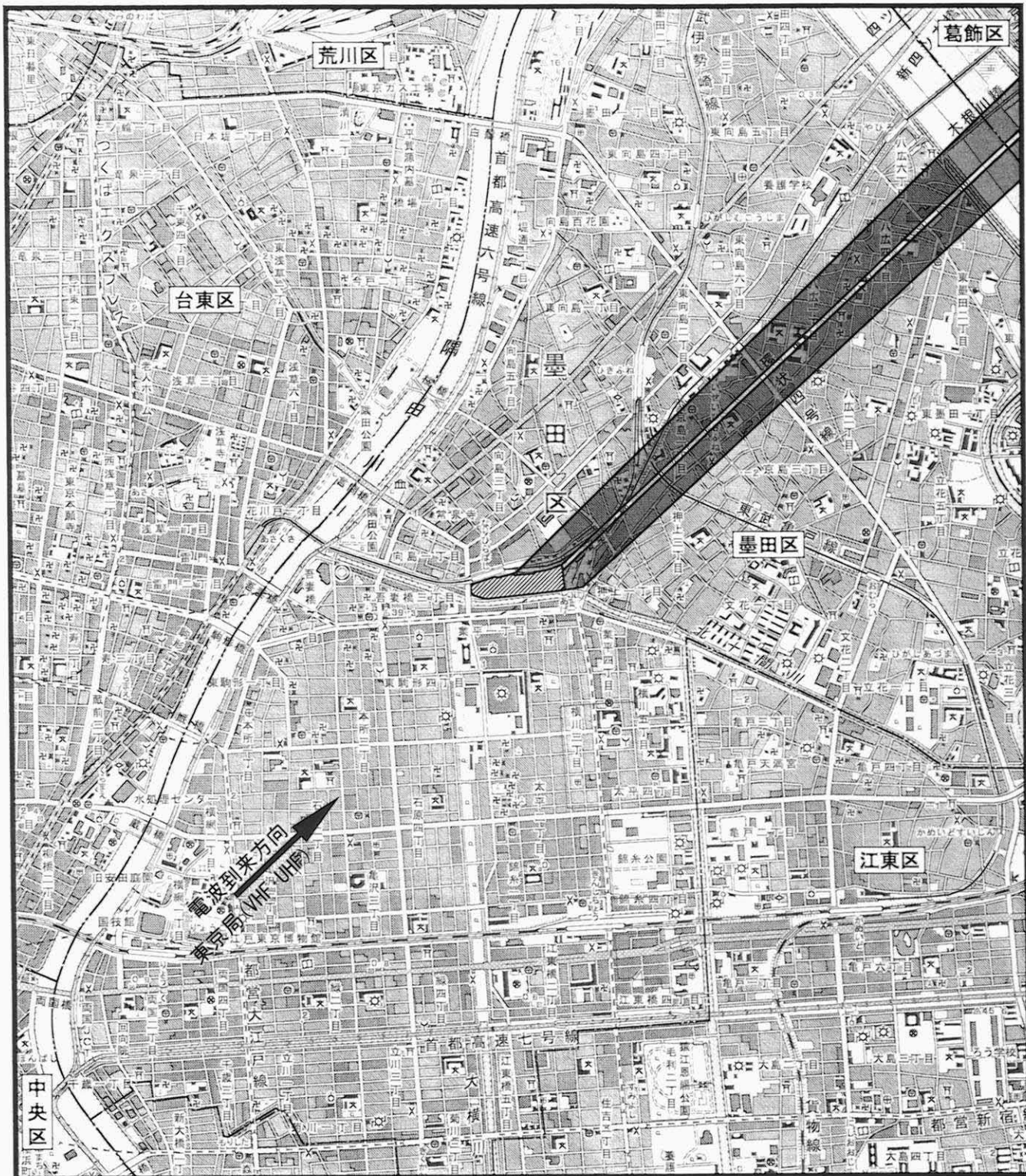
調査方法は表8.2-21(既存資料調査)及び表8.2-22(現地調査)に、現地調査地点は図8.2-5に示すとおりである。

表8.2-21 調査手法(既存資料調査)





調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
②テレビ電波の送信状況 ③高層建築物及び住宅等の分布状況 ④地形の状況	計画地及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送局の送信条件に関する資料</li> <li>・「地形図」(国土地理院)</li> <li>・「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>・「住宅地図」(ゼンリン)</li> <li>・「地形図」(国土地理院)</li> <li>・「土地分類基本調査」(東京都)</li> </ul>	最新の資料を参考とする。

表8.2-22 調査手法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査(測定)手法
①テレビ電波の受信状況	テレビ受信画像について、計画建築物によりテレビの受信障害が予測される地域とし、調査範囲内にほぼ均一になるように設定する。また、合わせてテレビ電波の受信形態についてもテレビの受信障害が予測される地域及びその周辺とする。 (図8.2-5参照)	テレビ電波の受信状況を適切に把握できる時期とする。	テレビ電波の受信状況については「建築物によるテレビ受信障害の調査と対策」(電波障害防止協議会 平成7年補正0改訂版)に定める方法による。テレビ受信形態は現地踏査による。
③高層建築物及び住宅等の分布状況	計画地及び周辺とする。	テレビ電波の受信状況の調査と同時に実施する。	現地踏査による。



凡 例

-  計画地
-  区市界
-  調査範囲(遮へい障害が生じる可能性のある範囲)
-  電波到来方向

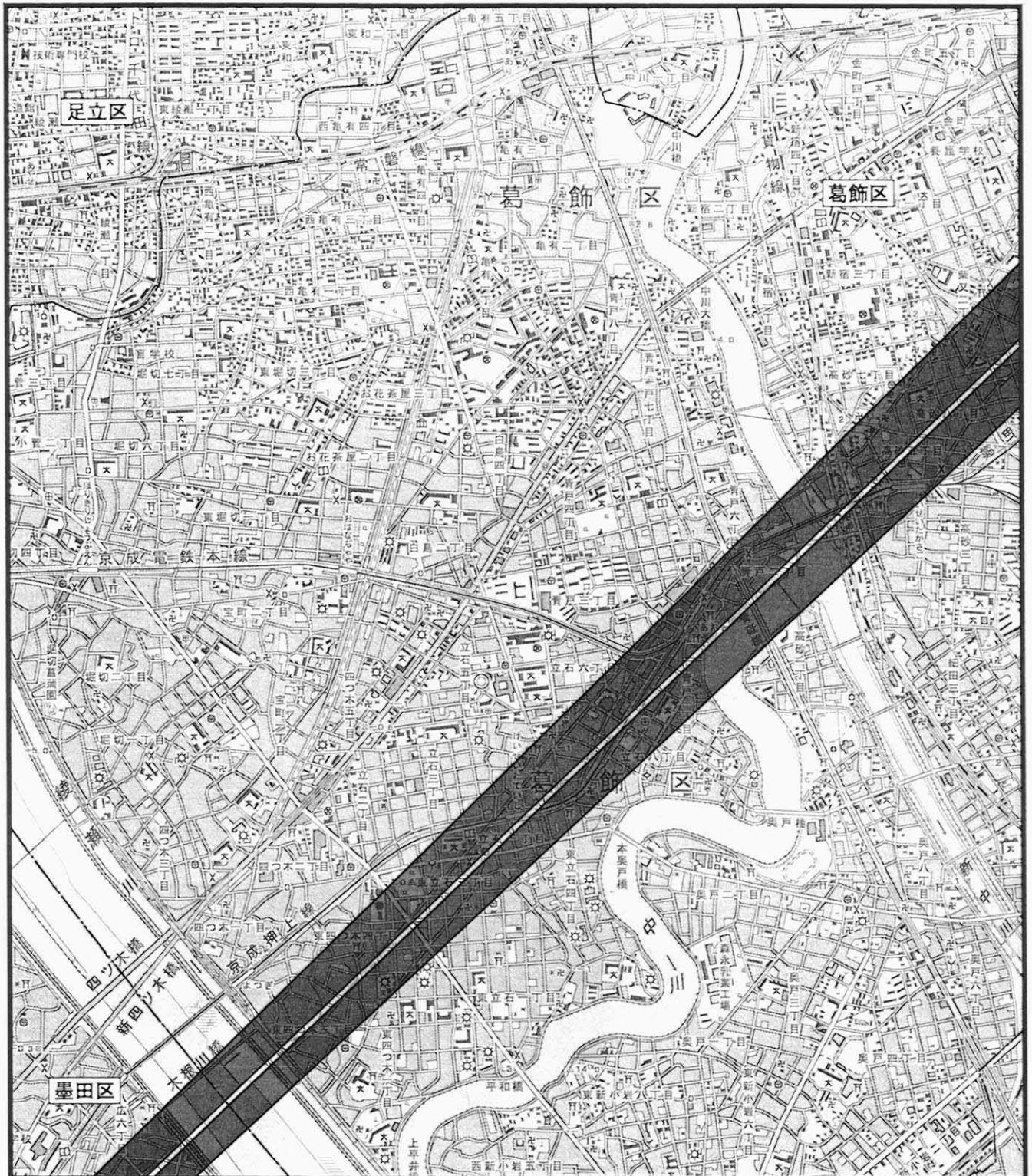


Scale 1:25,000

0 250 500 1,000m

図8.2-5(1)  
現地調査地点位置図  
(電波障害 1/5)

注) 上図は、遮へい障害について机上検討により簡便に推計して設定したものである。なお、環境影響評価書案作成前に、詳細な予測を行う。



凡例

- 区市界
-  調査範囲 (遮へい障害が生じる可能性のある範囲)



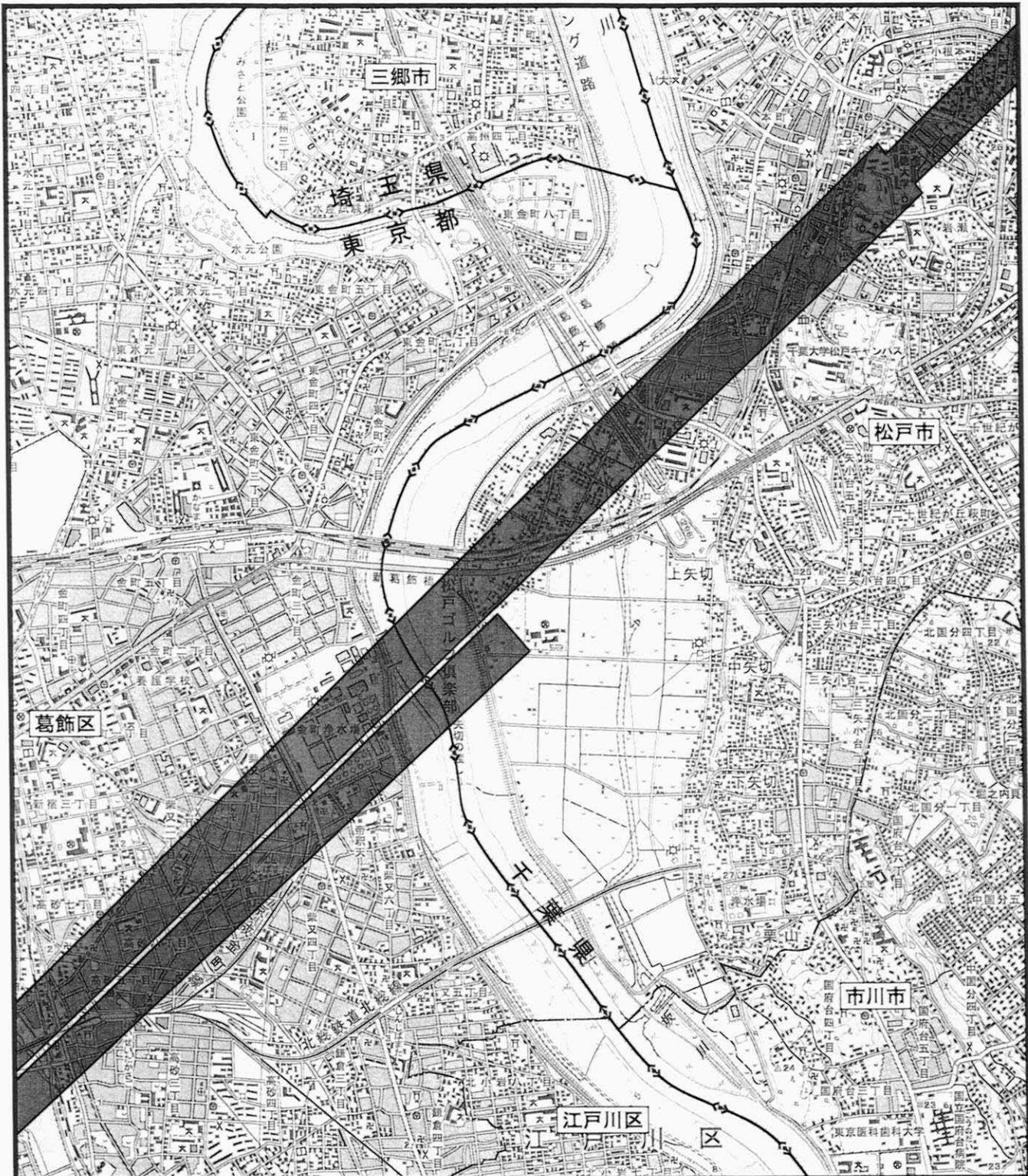
Scale 1:25,000

0 250 500 1,000m

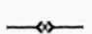


図8.2-5(2)

現地調査地点位置図  
(電波障害 2/5)

注) 上図は、遮へい障害について机上検討により簡便に推計して設定したものである。なお、環境影響評価書案作成前に、詳細な予測を行う。



凡 例

-  都県界
-  区市界
-  調査範囲 (遮へい障害が生じる可能性のある範囲)



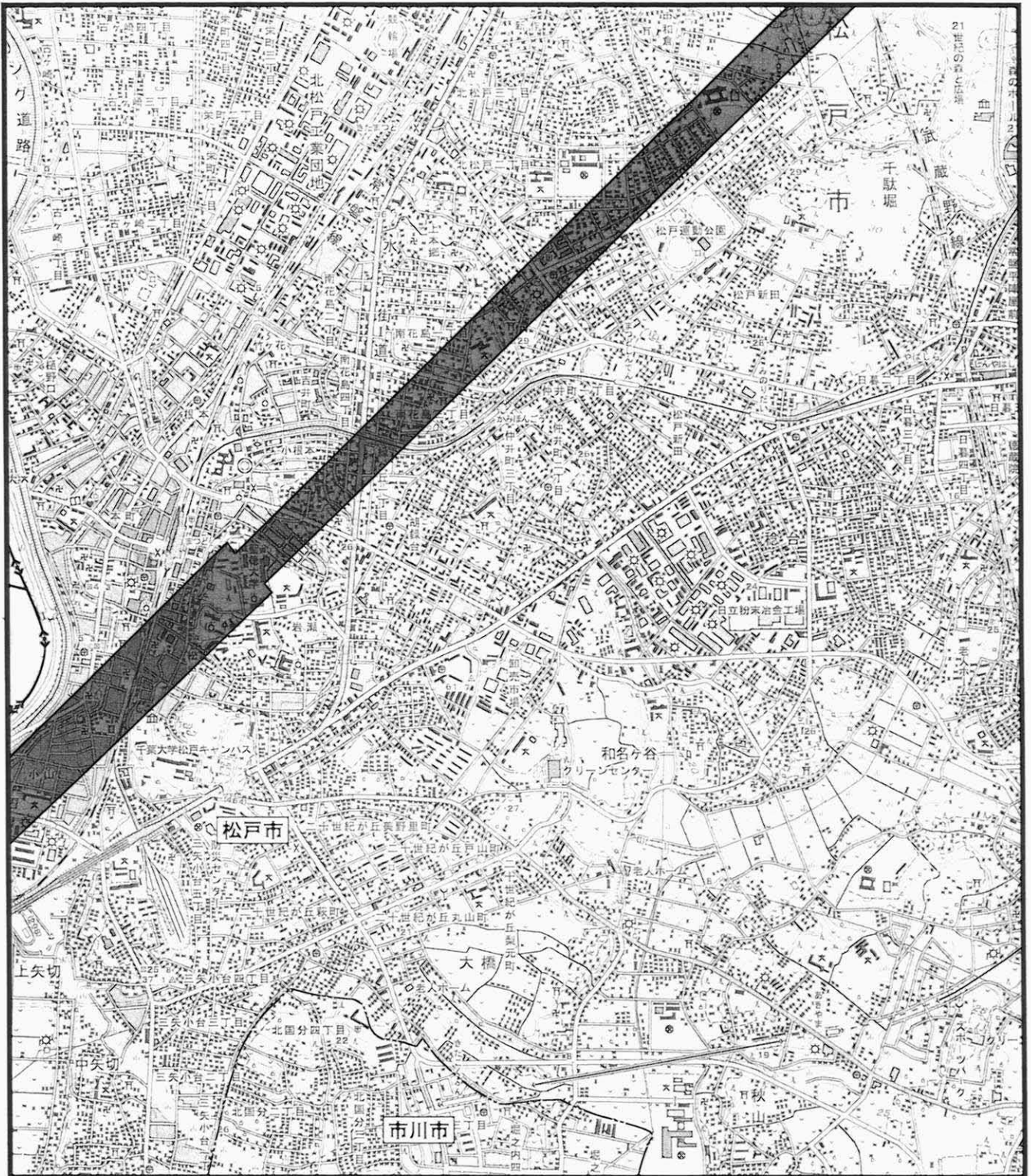
Scale 1:25,000

0 250 500 1,000m

図8.2-5(3)  
現地調査地点位置図  
(電波障害 3/5)

注) 上図は、遮へい障害について机上検討により簡便に推計して設定したものである。なお、環境影響評価書案作成前に、詳細な予測を行う。





凡例

- ◆— 都県界
- — 区市界
- ▨ 調査範囲 (遮へい障害が生じる可能性のある範囲)



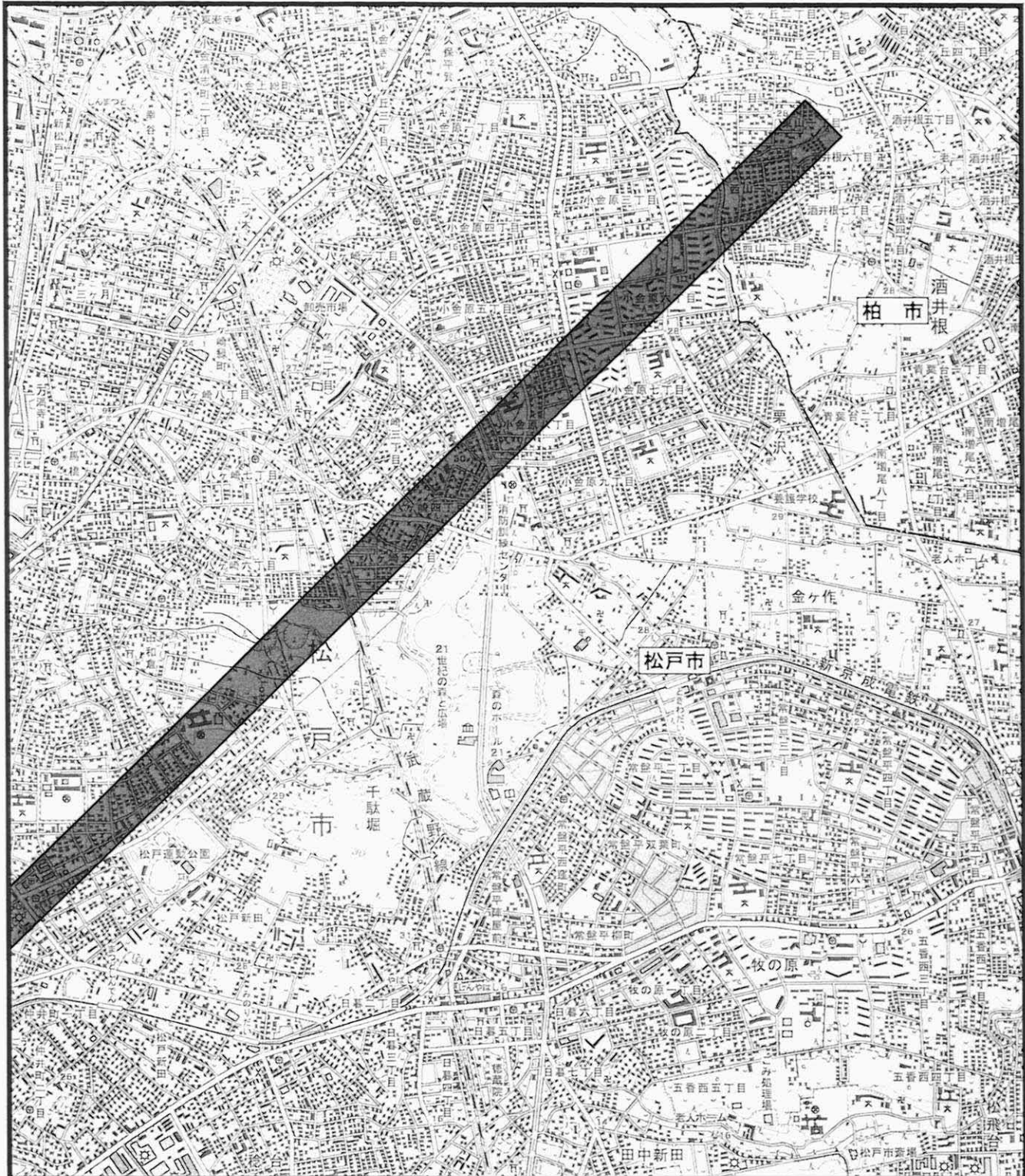
Scale 1:25,000

0 250 500 1,000m


図8.2-5(4)

現地調査地点位置図  
(電波障害 4/5)

注) 上図は、遮へい障害について机上検討により簡便に推計して設定したものである。なお、環境影響評価書案作成前に、詳細な予測を行う。



凡例

- 区市界
-  調査範囲 (遮へい障害が生じる可能性のある範囲)



Scale 1:25,000



図8.2-5(5)  
現地調査地点位置図  
(電波障害 5/5)

注) 上図は、遮へい障害について机上検討により簡便に推計して設定したものである。なお、環境影響評価書案作成前に、詳細な予測を行う。

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は表8.2-23に示すとおりである。

表8.2-23 予測及び評価の手法

	予測事項	予測対象時点	予測地域 予測地点	予測手法	評価方法
工 事 の 施 行 中 及 び 完 了 後	テレビ電波の遮へい 障害及び反射障害	計画建築物の 工事の施行中 及び完了後	予測地域 は現地調 査地域と する。	建築物による電波 障害予測計算式に よる方法	調査及び予測結果 に基づき、地域の 特性、環境保全の ための措置及び以 下に示す評価の指 標を勘案して評価 する。  <評価の指標> ・テレビ電波の受 信障害を起こさ ないこと。  等

## 8.2.7 風環境

### (1) 調査事項

調査事項は表8.2-24に示すとおりである。

表8.2-24 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①地域の風の状況 ②風の影響に特に配慮すべき施設の状況 ③風害について考慮すべき建築物の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況	計画建築物の存在による風環境への影響が考えられることから、計画地及びその周辺について左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査手法

調査方法は表8.2-25(既存資料調査)及び表8.2-26(現地調査)に、現地調査地点は図8.2-6に示すとおりである。

表8.2-25 調査手法(既存資料調査)


調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①地域の風の状況	計画地及びその周辺	・「気象月報」(気象庁) ・「地上気象観測日原簿」(気象庁) ・「大気汚染常時監視測定局測定結果報告」(東京都)	最新の資料を参考とする。
②風の影響に特に配慮すべき施設の状況		・「地形図」(国土地理院) ・「東京都土地利用現況図」(東京都)	
③風害について考慮すべき建築物の状況		・「地形図」(国土地理院) ・「東京都土地利用現況図」(東京都) ・「住宅地図」(ゼンリン)	
④地形の状況		・「地形図」(国土地理院) ・「土地分類基本調査」(東京都)	
⑤土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」(東京都) ・「墨田区都市計画図」(墨田区) ・「江東区都市計画図」(江東区) ・「台東区都市計画図」(台東区)	

表8.2-26 調査手法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査(測定)手法
①地域の風の状況	計画地及びその周辺の土地利用状況と事業特性を踏まえ、計画地周辺の上空風を把握できる地点として計画地内に1地点とする。(図8.2-6参照) ・風向・風速：1地点 (観測高さ：地上約70m)	年間を通じた風の状況を把握することとし、一年間の連続調査を実施する。	「地上気象観測指針」(気象庁)に定める方法に準拠する。
②風の影響に特に配慮すべき施設の状況	計画地及び周辺とする。	地域の風の状況の調査期間内に1回とする。	現地踏査による。
③風害について考慮すべき建築物の状況	計画地及び周辺とする。	地域の風の状況の調査期間内に1回とする。	現地踏査による。



凡例

-  計画地
-  区界
-  風観測地点



Scale 1:10,000



図8.2-6  
現地調査地点位置図(風環境)

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表8.2-27に示すとおりである。

表8.2-27 予測及び評価の手法

予 測 事 項	予測対象時点	予測地域 予測地点	予 測 手 法	評 価 方 法
工 事 の 完 了 後	平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度	予測地域は現地調査地域とする。	風洞実験による方法	調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す評価の指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・「風環境評価基準」(風工学研究所提案) 等
	年間における強風の出現頻度		計画建築物の建設工事完了後	

## 8.2.8 景観

### (1) 調査事項

調査事項は表8.2-28に示すとおりである。

表8.2-28 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①地域景観の特性 ②代表的な眺望地点及び眺望の状況 ③圧迫感の状況 ④土地利用の状況 ⑤景観の保全に関する方針等 ⑥法令による基準等	計画建築物の存在による景観への影響が考えられることから、計画地及びその周辺について左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査手法

調査方法は表8.2-29(既存資料調査)及び表8.2-30(現地調査)に、現地調査地点は図8.2-7に示すとおりである。

表8.2-29 調査手法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①地域景観の特性	計画地及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」(国土地理院)</li> <li>・「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>・「景観資源マップ・リスト」(東京都)</li> <li>・「景観づくり基本方針」(東京都)</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②代表的な眺望地点及び眺望の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「景観資源マップ・リスト」(東京都)</li> <li>・「地形図」(国土地理院)</li> <li>・「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>・「航空写真」(国土地理院)</li> </ul>	
③圧迫感の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」(国土地理院)</li> <li>・「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> </ul>	
④土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>・「墨田区都市計画図」(墨田区)</li> <li>・「台東区都市計画図」(台東区)</li> <li>・「江東区都市計画図」(江東区)</li> </ul>	
⑤景観の保全に関する方針等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「景観づくり基本方針」(東京都)</li> <li>・「墨田区まちづくり条例」(墨田区)</li> <li>・「台東区景観まちづくり条例」(台東区)</li> <li>・「江東区都市景観条例」(江東区)</li> </ul>	
⑥法令による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市計画法」</li> <li>・「東京都景観条例」(東京都)</li> </ul>	

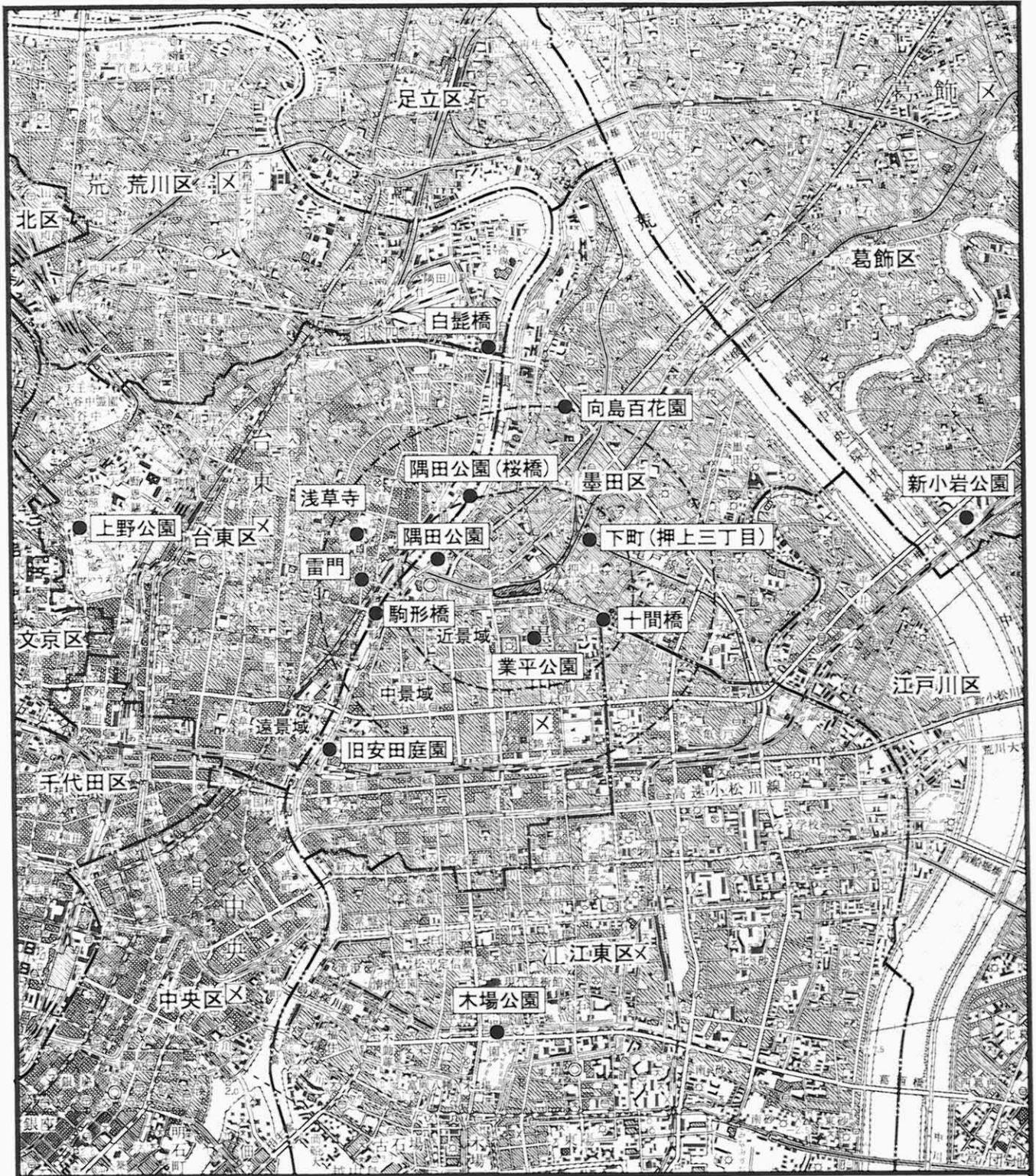
表8. 2-30(1) 調査手法(現地調査1/2)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査(測定)手法
①地域景観の特性	計画建築物が認知できる範囲とする。	計画地周辺の景観の状況を適切に把握できる時期とする。	現地踏査及び写真撮影による方法とする。
②代表的な眺望地点及び眺望の状況	<p>調査地点は、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所等の代表的な地点として計画地の周辺14地点とする。調査範囲については、計画地の敷地境界から800m圏を近景域、800～1,500m圏を中景域、1,500m以遠を遠景域とした。</p> <p>・計画地周辺：14地点(図8. 2-7参照)</p> <p>※北側</p> <p>1) 隅田公園(桜橋)(距離約800m) 景観形成地区<sup>注1</sup>(隅田川景観基本軸)、新東京百景<sup>注2</sup>。</p> <p>2) 向島百花園(距離約1,500m) 国指定文化財(名勝、史跡)。</p> <p>3) 白髭橋(距離約2,100m) 都選定歴史的建造物<sup>注1</sup>、景観形成地区(隅田川景観基本軸)。</p> <p>※東側</p> <p>4) 十間橋(距離約600m) 景観形成地区(下町水網軸)。</p> <p>5) 下町(押上三丁目)(距離約550m) 地域住民の利用が主の生活空間で、低層住宅密集地。</p> <p>6) 新小岩公園(距離約3,700m) 地域住民の利用が主な公園であり、東側視点の代表点とした。</p> <p>※南側</p> <p>7) 業平公園(距離約400m) 住区基幹公園(3.3ha)で、南東側視点の代表点とした。</p> <p>8) 木場公園(距離約3,800m) 地域住民の他、隣接する東京都現代美術館訪問者の利用がある。</p> <p>※西側</p> <p>9) 隅田公園(距離約500m) 景観形成地区(隅田川景観基本軸)。</p> <p>10) 駒形橋(距離約1,100m) 景観形成地区(隅田川景観基本軸)。</p> <p>11) 浅草寺(距離約1,300m) 新東京百景に選定、観光客等の利用者が多い。</p> <p>12) 雷門(距離約1,100m) 観光客等の利用者が多い。</p> <p>13) 上野公園(距離約3,600m) 新東京百景。</p> <p>14) 旧安田庭園(距離約2,000m) 都文化財(名勝)。</p>		




注1) 東京都都市景観マスタープランでは、良好な景観形成を推進するため東京都の景観構造の骨格となっている河川、崖線や幹線道路等を中心とした帯状の地域を景観基本軸に、また都選定歴史的建造物と景観上重要な歴史的建造物等を選定・指定しており、これらに基づいて区市町村景観マスタープランの中では重点的に景観形成をすすめていく地区として景観形成地区が定められている。

2) 「都民の日」制定30周年記念として、都民の参加により、昭和57年10月1日に東京都生活文化局コミュニティ文化観光レクリエーション課が選定した。





凡 例

-  計画地
-  区界
-  景観調査地点



Scale 1:50,000



図8.2-7  
現地調査地点位置図(景観)

表8.2-30(2) 調査手法(現地調査2/2)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査(測定)手法
③圧迫感の状況	計画地周辺の土地利用状況を踏まえ、主要な地点として5地点とする。(図8.2-4参照) 主要な地点における圧迫感の状況：5地点	圧迫感の状況を適切に把握できる時期とする。	天空写真を撮影する方法による。

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表8.2-31に示すとおりである。

表8.2-31 予測及び評価の手法

予測事項	予測対象時点	予測地域 予測地点	予測手法	評価方法
工 事 の 完 了 後	主要な景観の構成要素の 改変の程度及びその 改変による地域景観の 特性の変化の程度	計画建築物 の建設工事 完了後	予測地域 は現地調 査地域と し、予測 地点は調 査地点と 同様とす る。	調査及び予測結果 に基づき、地域の 特性、環境保全の ための措置及び以 下に示す評価の指 標を勘案して評価 する。  <評価の指標> ・「景観づくり基本 方針」に定める地 域景観の方針 等
	代表的な眺望地点から の眺望の変化の程度	計画建築物 の建設工事 完了後	完成予想図(フォト モンタージュ)の作 成及び既存資料の解 析等により予測す る。	
	圧迫感の変化の程度	計画建築物 の建設工事 完了後	完成予想図(フォト モンタージュ)の作 成及びそれを合成し た天空図の作成によ り、形態率を算定す る方法等により予測 する。	

## 8.2.9 自然との触れ合い活動の場

### (1) 調査事項

調査事項は表8.2-32に示すとおりである。

表8.2-32 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①主要な自然との触れ合い活動の場の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④自然との触れ合い活動の場に係る計画等 ⑤法令による基準等	計画地周辺に存在する北十間川の親水空間、墨田区立大横川親水公園等における自然との触れ合い活動の場としての機能が、本事業の実施により広場等が整備されることにより、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利便性が向上することが考えられるため、左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査手法

調査方法は表8.2-33(既存資料調査)及び表8.2-34(現地調査)に、現地調査地点は図8.2-8に示すとおりである。

表8.2-33 調査手法(既存資料調査)





調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①主要な自然との触れ合い活動の場の状況 ・自然との触れ合い活動の場の名称、位置、区域及び分布状況 ・自然との触れ合い活動の場が持つ機能及び利用状況 ・自然との触れ合い活動の場までの利用経路	自然との触れ合い活動の場及びその周辺(計画地を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「墨田区土地利用現況図」(墨田区)</li> <li>「航空写真」(国土地理院)</li> <li>「現況写真」</li> <li>「交通機関に関する資料」</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②地形等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「地形図」(国土地理院)</li> <li>「地形分類図」(東京都)</li> <li>「傾斜区分図」(東京都)</li> </ul>	
③土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「墨田区土地利用現況図」(墨田区)</li> <li>「墨田区都市計画図」(墨田区)</li> </ul>	
④自然との触れ合い活動の場に係る計画等		<ul style="list-style-type: none"> <li>「墨田区都市計画マスタープラン」(墨田区)</li> </ul>	
⑤法令による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都における自然の保護と回復に関する条例」(東京都)</li> <li>東京都及び墨田区が定めた計画、要綱等の中で設定している人と自然との触れ合い活動の場に関する目標、方針等</li> </ul>	

表8.2-34 調査手法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査(測定)手法
①主要な自然との触れ合い活動の場の状況 ・自然との触れ合い活動の場が持つ機能及び利用状況	計画地周辺及び墨田区立大横川親水公園等 (図8.2-8参照)	・平日、休日の各1日とする。	・墨田区立大横川親水公園等において、現地踏査及び写真撮影の方法により、利用目的等を判断する方法とする。



凡例

-  計画地
-  区界
-  自然との触れ合い活動の場 (1~6)
-  界隈を巡る散策ルート



Scale 1:10,000



図8.2-8  
現地調査地点位置図  
(自然との触れ合い活動の場)

注) 図中の番号は表6.2-10の番号に対応する。

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表8.2-35示すとおりである。

表8.2-35 予測及び評価の手法

予測事項	予測対象時点	予測地域 予測地点	予測手法	評価方法
<p>工 事 の 完 了 後</p> <p>自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地内の広場等の整備による大横川親水公園等への利用経路の利便性</li> </ul>	<p>工事の完了後で、施設の供用が通常状態に達した時点とする。</p>	<p>計画地及びその周辺</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北十間川</li> <li>・墨田区立大横川親水公園 等</li> </ul>	<p>自然との触れ合い活動の場の利用状況及び利用経路と本事業の計画を重ね合わせる方法</p>	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全の措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p>&lt;評価の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都及び墨田区が定めた計画、要綱等の中で設定している自然との触れ合い活動の場に関する目標、方針等</li> </ul>

## 8.2.10 廃棄物

### (1) 調査事項

調査事項は表8.2-36に示すとおりである。

表8.2-36 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①撤去構造物等の状況 ②建設発生土の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物の処理の状況 ⑤法令による基準等	工事の施行中における建設発生土及び建設廃棄物の排出、工事の完了後における事業活動に伴う廃棄物の排出が考えられるため、計画地及びその周辺について左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査手法

調査方法は、表8.2-37(既存資料調査)に示すとおりである。

表8.2-37 調査手法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①撤去構造物等の状況	計画地及びその周辺	・工事計画に関する資料	最新の資料を参考とする。
②建設発生土の状況		・「東京都総合地盤図(I)」(東京都土木技術研究所) ・工事計画に関する資料	
③特別管理廃棄物の状況		・工事計画に関する資料	
④廃棄物の処理の状況		・自治体の発行する資料 ・類似設備を有する施設における廃棄物処理状況資料	
⑤法令による基準等		・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 ・「東京都廃棄物条例」(東京都) ・「東京都建設リサイクル推進計画」(東京都) ・「墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例」(墨田区)	

(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表8.2-38示すとおりである。

表8.2-38 予測及び評価の手法

予測事項		予測対象時点	予測地域 予測地点	予測手法	評価方法
工事の 施行中	建設発生土 及び建設廃 棄物の排出 量	建設発生土 及び建設廃 棄物が排出 される時点 又は期間	計画地内	計画建物の建設に伴 って発生する建設発 生土及び廃棄物の 量、処理・処分方法 を検討し、施工計画 の内容から予測す る。	調査及び予測結果に基づき、 地域の特性、環境保全のため の措置及び以下に示す評価の 指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・「資源の有効な利用の促進に 関する法律」に示される事業 者の責務 ・「東京都建設リサイクル推進 計画」に示される目標値 等
	事業活動に 伴う一般廃 棄物の排出 量	施設の供用 が通常状態 に達した時 点とする。		施設の供用に伴って 発生する廃棄物等 の量、処理・処分方法 を検討し、既存施設 の事例等に基づいて 予測する。	

## 8.2.11 温室効果ガス

### (1) 調査事項

調査事項は表8.2-39に示すとおりである。

表8.2-39 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①原単位の把握 ②対策の実施状況 ③地域内エネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器の状況 ⑤法令による基準等	工事の完了後において、事業活動に伴うエネルギーの使用による温室効果ガスの排出が考えられるため、計画地及びその周辺について左記の事項に係る調査が必要である。

### (2) 調査手法

調査方法は、表8.2-40(既存資料調査)に示すとおりである。

表8.2-40 調査手法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①原単位の把握	計画地及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都地球温暖化対策指針」(東京都)</li> <li>・「エネルギー・経済統計便覧」(省エネルギー協会)</li> <li>・「省エネルギー便覧」(省エネルギー協会)</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②対策の実施状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「省エネルギーハンドブック」 (建築環境・省エネルギー機構)</li> <li>・「建築物エネルギー消費量調査報告書」 (日本ビルエネルギー総合管理技術協会)</li> <li>・「熱供給事業便覧」(日本熱供給事業協会)</li> </ul>	
③地域内エネルギー資源の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域冷暖房事業計画」(東京都)</li> <li>・「地域冷暖房計画及び同区域図」(東京都)</li> </ul>	
④温室効果ガスを使用する設備機器の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画</li> </ul>	
⑤法令による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地球温暖化対策の推進に関する法律」</li> <li>・「エネルギー使用の合理化に関する法律」</li> <li>・「環境確保条例」(東京都)</li> </ul>	



(3) 予測及び評価の手法

予測及び評価の手法は、表8.2-41に示すとおりである。

表8.2-41 予測及び評価の手法

予測事項		予測対象時点	予測地域 予測地点	予測手法	評価方法
工 事 の 完 了 後	事業活動に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減の程度	施設の供用が通常状態に達した時点とする。	計画地内	原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法により、個々の熱源方式の選択に伴う温室効果ガスの削減効果を予測する。	調査及び予測の結果に基づき、環境への温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量を削減するための措置及び以下に示す評価の指標を勘案して評価する。  <評価の指標> ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に示される事業者の責務 ・「東京都建築物配慮指針」に示される配慮事項  等